

日常生活用具一覧

種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数	
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	・下肢又は体幹機能障害２級以上 原則として１８歳以上	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	８年
	特殊マット	・下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する者に限る。） ・身体障害者手帳２級以上の身体障害児（下肢又は体幹機能障害にかかると限る。）原則として３歳以上 ・療育手帳Ａ原則として３歳以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	５年
	特殊尿器	・下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する者に限る。） 原則として学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	５年
	入浴担架	・下肢又は体幹機能障害２級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） 原則として３歳以上	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	５年
	体位変換器	・下肢又は体幹機能障害２級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） 原則として学齢児以上	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	５年
	移動用リフト	・下肢又は体幹機能障害２級以上の者 原則として３歳以上	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	４年
	訓練いす (障害児に限る)	・身体障害者手帳２級以上（下肢又は体幹機能障害にかかると限る。）で、原則として３歳以上の身体障害児	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	５年
	訓練用ベッド (障害児に限る)	・身体障害者手帳２級以上（下肢又は体幹機能障害にかかると限る。）で、原則として学齢児以上の身体障害児	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	８年
自立生活 支援用具	入浴補助用具	・下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者 原則として３歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	90,000円	８年
	便器	・下肢又は体幹機能障害２級以上 原則として学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。） ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円	８年
	T字状・棒状の つえ	・下肢又は体幹機能障害 原則として３歳以上	歩行時に身体を支え、安定させるもの	3,150円	３年
	移動・移乗 支援用具	・平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 原則として３歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	８年

	種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
自立生活 支援用具	頭部保護帽	・下肢又は体幹機能障害で頻繁に転倒する者 ・療育手帳 A でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160 円	6 年
	特殊便器	・上肢障害 2 級以上 原則として学齢児以上 ・療育手帳 A で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 原則として学齢児以上	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び介護している者が容易に使用できるもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200 円	8 年
	火災警報器	・身体障害者手帳 2 級以上 ・療育手帳 A いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、当該者世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円	8 年
	自動消火器	・身体障害者手帳 2 級以上 ・療育手帳 A いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、当該者世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	8 年
	電磁調理器	・視覚障害 2 級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 原則として 18 歳以上 ・療育手帳 A 原則として 18 歳以上	障害者が容易に使用し得るもの	41,000 円	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	・視覚障害 2 級以上 原則として学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの	7,000 円	10 年
	聴覚障害者用屋内信号装置	・聴覚障害 2 級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯） 原則として 18 歳以上	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400 円	10 年
在宅療養 等支援用具	透析液加温器	・じん臓機能障害 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者 原則として 3 歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円	5 年
	ネブライザー（吸入器）	・呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害であって、必要と認められる者 原則として学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの	36,000 円	5 年
	電気式たん吸引器	・呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害であって、必要と認められる者 原則として学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの	56,400 円	5 年
	酸素ポンプ運搬車	・医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000 円	10 年
	盲人用体温計（音声式）	・視覚障害 2 級以上（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。） 原則として学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの	9,000 円	5 年
	盲人用体重計	・視覚障害 2 級以上（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。） 原則として 18 歳以上	障害者が容易に使用し得るもの	18,000 円	5 年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	・音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者 原則として学齢児以上	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800 円	5 年

種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数	
情報・意思疎通支援用具	情報通信支援用具	・上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上(文字を書くことが困難で、必要と認められる者に限る。) 原則として学齢児以上	パソコンに使用可能な画面音声化ソフト等のアプリケーションソフトや大型キーボード等の入力サポート機器	100,000円	5年
	点字ディスプレイ	・視覚障害及び聴覚障害の重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者 原則として18歳以上	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500円	6年
	点字器	・視覚障害 原則として学齢児以上	点字を打つための用具で、点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの	10,700円	7年
	点字タイプライター	・視覚障害2級以上(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	・視覚障害2級以上 原則として学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方法により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの または、 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	85,000円	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	・視覚障害2級以上 原則として学齢児以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者が容易に使用し得るもの。	115,000円	6年
	視覚障害者用拡大読書器	・視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能となる者 原則として学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)がモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
	盲人用時計	・視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。 原則として18歳以上	障害者が容易に使用し得るもの	13,300円	10年
	聴覚障害者用通信装置	・聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 原則として学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	71,000円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	・聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者が容易に使用し得るもの。	88,900円	6年
人工喉頭	・音声機能障害で喉頭摘出者	喉頭を摘出したことにより、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具	72,200円	5年	

	種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	福祉電話 (回線貸与)	・難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 原則として18歳以上	障害者が容易に使用し得るもの	83,300円	-
	ファックス (回線貸与)	・聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性が認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 原則として18歳以上	障害者が容易に使用し得るもの	7,700円	-
	視覚障害者用 ワードプロセッサ	・視覚障害者 原則として学齢児以上	編集、校正機能を持ち、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンタとの連動により点字文章の作成ができるもの	118,500円	6年
	点字図書	・主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	点字図書 購入価格	-
排せつ管理支援用具	ストマー装具 (ストマー用品及び洗腸用具)	・ぼうこう機能障害又は直腸機能障害で、腹部に人工肛門または人工膀胱を造設した者	人工肛門や人工膀胱を造設した人が身体に装着して排泄物を溜める用具（蓄尿袋、蓄便袋）	(月額) 21,000円	-
	紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	3歳以上で次のいずれかに該当する者（特例） ・治療による軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストマの変形のためストマー装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具を必要とする者 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者	ストマー用具に代えて使うもの	(月額) 12,000円	-
	収尿器	・主に脊髄損傷による排尿障害（特に失禁がある場合）	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの	8,800円	-
住宅改修費	居室生活 動作補助用具	・下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	-

備考

- 1 実際の価格が基準額以下の場合、その額を利用額とする。
- 2 実際の価格が基準額を超える場合は、その基準額を超えた部分については、全額を利用者負担とする。